

## 第 2 号様式の 3

## 平成 23 年度第 2 回法務省総合評価委員会審議概要

開催日及び場所	平成 23 年 10 月 26 日 (水) 法務省大臣官房施設課地下会議室		
委員	角田 茂 (大学参事) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 遠藤 和義 (大学教授)		
審議対象期間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日まで		
抽出対象案件	総件数 6 件	(備考)	
類	高度技術提案型		1 件
型	標準 I 型		1 件
	標準 II 型		1 件
	簡易型 (一般タイプ)		1 件
	簡易型 (施工実績タイプ)		5 件
委員からの意見 ・質問, それに 対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり	
	具申又は勧告	回 答	
委員会による 意見の具申又は 勧告の内容	なし	なし	

別紙

意 見 ・ 質 問	回 答
<p><b>(議題) 総合評価落札方式の実施状況について</b></p> <p>1 現地庁契約の案件について総合評価落札方式を今年度から始めたのはなぜか。</p> <p>2 本省契約と現地庁契約はどのように区分けしているのか。</p> <p>3 工事の規模や工事金額の類型で管轄が明確に決まっているわけではないのか。</p> <p>4 本省と現地庁で手続や評価のやり方は全く同じか。</p>	<p>1 価格だけが100%のウェイトではない入札が今求められておりますので、今後は現地庁契約の案件でも価格競争以外の要素を入れた入札というものを考えていかなければならないということで、今年度は本省発注案件以外の現地庁契約の職員宿舍工事について試行することとしました。</p> <p>簡易型の案件なので、現地庁でも可能だと判断しています。ただ今回はありませんが、テーマを与えて技術提案を求める標準型ですと、技術提案の審査の折にはサポートが必要になると思っております。</p> <p>2 年度当初に当該年度発注予定の工事量を勘案して決めています。</p> <p>3 明確なルールはありません。</p> <p>4 同じとなるように指導しています。</p>
<p><b>(議題) 抽出案件の審議</b>  <b>【栃木刑務所職員宿舍新営（建築）工事（簡易型一般タイプ）】</b></p> <p>1 入札調書において予定価格を超えている2社も評価値を明示しているが、良いのか。</p> <p>2 計算値も出てこないのか。</p>	<p>1 正確には評価値は記載すべきではありません。</p> <p>2 標準点、加算点はつきません。</p>

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>3 入札価格に随分開きがあるが、何か要因はあるのか。</p> <p>4 簡易な施工計画の提案として提出されている工程表はどのように評価しているのか。</p>	<p>3 原因を特定することは困難ですが、刑務所敷地内に本計画の宿舍の外に、別の業者で工事中のエリアがあります。そのため、工事進入路が限定される等制約に対する費用の考え方などで差が出た可能性もあると思います。</p> <p>4 技術的所見の欄に適切なことが書いてあるかを確認します。過去には工期を遅らせたり、所見欄に何も書いていないこともありましたが、今回の案件では指定工期部分を設けていますので、その期限を守っているか、完成時期を遅らせたりしていないかなどもについても評価時に確認しました。</p>
<p><b>(議題) 抽出案件の審議</b></p>	
<p><b>【網走刑務所釈前寮模様替(建築)工事(簡易型施工実績タイプ)】</b></p>	
<p>1 「地域精通度」とはどのようなところを捉えてプラスと換算するのか。地元潤いを与えるというならわかるが、どういう観点なのか。</p>	<p>1 現地に支店や営業所があれば市町村とのかかわりも多いと思われます。また交通事情等に精通し、混乱を起こさずに工事ができる可能性が高いので、そういうところを評価しようというところがスタートです。</p>
<p>2 網走の場合「地域」はどういう設定か。</p>	<p>2 北海道は地方検察庁の管内で分けています。網走は釧路地方検察庁管内ですから、北見市や釧路市も含まれます。</p>
<p>3 北海道は幾つの「地域」に分かれるのか。</p>	<p>3 北海道は特殊で4つの「地域」に分けています。その他は各都府県が一つの「地域」です。</p>

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>4 企業の実績で北見市内の案件を挙げていたところがあるが、地域精通度の評価は0点だったのはなぜか。</p>	<p>4 実際には実績があるとしても、総合評価のための書類を提出していなかったので評価できませんでした。書式を提出しなかったり、間違った書式で提出されたりして評価できないケースがあります。</p>
<p>5 僅差なので書類を出していればこの会社が落札できたかもしれない。こちらから追加で提出するように指示することはしないのか。または契約が終わってからの指導はしないのか。</p>	<p>5 必須の書類で無く、提出は任意なのでこちらから指導するのは行き過ぎな気がします。</p>
<p>6 今までは価格競争だったものがやり方を変えたということなので、業者に対して、方式や注意点の説明を行えば効果があると思う。</p>	<p>6 入札説明書に総合評価の説明がたくさん書かれていて分かりづらかったので、説明は技術資料（総合評価）提出依頼書に極力まとめて、注意点が分かりやすい構成に改善しました。</p>
<p>7 提出事例1とか、抽象的でもいいから添付すれば分かりやすいと思う。</p> <p>社会全体が平等とか公平とかいうことに縛られて、少し堅苦しすぎる対応が見られている気がする。業者側もきっちり説明を読んで提出をしてほしいという感想だが、同時に新しい制度については若干のアナウンスは必要なのかもしれない。工夫の余地があれば考えてほしい。</p>	<p>7 書類に関して、提出資料チェックリストを作成するなどでしたら問題はないと思いますが、個別に指導するのは難しいと思います。</p>

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>8 企業の実績と地域精通度に同じ物件を挙げている業者があるが、問題はないのか。一つのことによって二重に加点を受けていることになる。今後は検討の必要がある。</p> <p>技術力を求める総合評価方式の中では、二重の加点は禁じ手でもあるので、その原則との整合性を図る必要がある。</p> <p>9 配置予定技術者の変更についての記述で、「当初の配置予定技術者と同等の者を配置しなければならない。」とあるが、この表現で点数が同じという理解ができるのか。</p> <p>ずばり「同じ評価点の者」と明確に書いたほうが誤解が無いと思うが。同等の定義が不明確なので分かりにくい。</p> <p>もし対応できるのであれば、お願いしたい。</p> <p><b>(議題) その他</b> [平成23年度総合評価落札方式の中間報告について]</p>	<p>8 地域精通度で求める工事实績は、地域と工事金額以外には条件がないので、企業の実績とは異なる側面を評価してはいるが、ご指摘のとおり、実際同じ工事が明記され二重に加点しているというようにも見えてしまいます。しかしながら、工事量が余りないところで別の実績を求めるのは厳しすぎるという地域もあるかもしれないので難しいところです。</p> <p>9 技術者の変更はよほどの理由がないと認められないので、変更を余儀なくされた時点で業者に再度説明をしてご理解をいただいています。</p>
<p>1 入札業者が少ないのは震災の影響か。</p>	<p>1 震災の影響もあるかもしれませんが。</p> <p>入札資格のランクが高い業者は、法務省のホームページなどで入札情報をよく確認しているようですが、ランクが低い業者の中には入札情報を入手していない業者もあるかもしれません。網走ではホームページ以外で北海道近郊の専門紙に公告を出したりしましたが、模様替工事ということもあってか、入札参加者数はご覧のとおりの結果となっております。</p>

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>2 除算方式を採用しているが、入札金額が低くて加算点が低い者と入札金額が高くて加算点が高い者で評価値が同じになった場合は、どちらを優位にとるかは決めてあるのか。</p> <p><b>【建設コンサルタント業務における総合評価落札方式の導入について】</b></p> <p>特に意見なし</p>	<p>2 評価値がまったく同じになった場合はくじ引きとしており、入札説明書にも明記しています。</p>